

政令第二百七十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項第四号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「社団法人全日本ダンス協会連合会（昭和六十年五月三十日に社団法人全日本ダンス協会連合会という名称で設立された法人をいう。次条において同じ。）又は財団法人日本ボールルームダンス連盟（平成四年三月二十四日に財団法人日本ボールルームダンス連盟という名称で設立された法人をいう。次条において同じ。）」を「ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができる」と認められる法人」に改める。

第一条の二中「社団法人全日本ダンス協会連合会又は財団法人日本ボールルームダンス連盟が前条に規定する」を「前条の規定により指定された講習を行う法人が当該」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第一条の規定により指定されている講習は、この政令の施行の日に、この政令による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第一条の規定により指定されたものとみなす。

理由

近年の風俗営業をめぐる情勢の変化に対応して、設備を設けて客にダンスをさせる営業のうち風俗営業から除外すべきものの範囲を改める必要があるからである。

